

2025年 9月 3日

日本プラスチック日用品工業組合
組合員、賛助会員 各位
青年経営研究会(JPN) 会員各位
プラスチック製食器協議会 会員各位
(BCCで送信しています)

日本プラスチック日用品工業組合

【日プラ】

改正物流効率化法2年目関係省令(特定荷主関連)の公布及び
説明会の開催について(経産省 生活製品課 周知依頼)

前略 平素は組合活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。
組合所管の経済産業省生活製品課より、改正物流法案2年目関係省令(特定荷主関連)の
公布がされた旨の連絡と、その法案の説明会を開催する旨の連絡がありました。
物流に関しては皆様にとっても重要な案件であり、その説明会を下記の日程で開催するとの
連絡ですので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。 草々

記

経済産業省 生活製品課 業界団体各位

平素より経済産業行政の推進に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本年4月1日から一部施行されている物流効率化法においては、荷主において荷待ち・荷役
等時間の短縮、積載効率の向上の努力義務が課されているところです。

今般、8月29日において、来年4月1日から施行される予定の特定荷主制度関連について、
特定荷主における中長期計画・定期報告等の提出物の様式や、特定荷主の指定に向けた
取扱貨物の重量の算定方法などを規定した「物資の流通の効率化に関する法律の規定に
基づく荷主に係る届出等に関する命令」が公布されましたので、お知らせ致します。

また、合わせまして特定荷主制度に関しまして、荷主事業者向けの説明会を以下のとおり開
催致しますのでご参加ください。

【届出省令規定文】(令和7年8月29日公布)

経済産業省 HP:

250829_ninushi.pdf<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/250829_ninushi.pdf>

※11 ページ以降に様式類が規定されております

【説明会概要】

- ・日 時:令和7年9月17日(水)14時00分～
18日(木)11時00分～
- ・実施方式:WEB のみ
- ・内 容:物流効率化法に基づき、特定荷主に対応が求められる具体的な事項について
- ・対象者:荷主業界団体及び荷主事業者
※1団体・事業社につき5名まで
- ・登録方法:以下の経済産業法 HP の中に登録フォームから必要事項を記載いただき、お申し込みください。

物流効率化法について（METI/経済産業省）

<<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>>

【解説書について】

既に HP にて公開している判断基準解説書についても、一部更新しておりますのでご参考までにお知らせいたします。

(経済産業省 HP)

sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf< https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf>

その他詳細やお問合せ先等につきましては、添付の PDF ファイルをご参照ください。

以上、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

経済産業省 製造産業局 生活製品課

日本プラスチック日用品工業組合・中村公貴